

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7年 11月20日(木) 午後6:30～ 6:45

2. 開催場所 あわくら会館 東4

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 春名 一樹
○ 萩原眞壽雄	事務員 谷口 亮太郎
○ 上山光重	
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂 欠	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之 欠	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)
- ・ 議案第2号 農地法第4条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可
- ・ 議案第2号 許可 ・ 不許可

6. 内容

事務局長	それでは、お時間となりました。11月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。 本日は田中委員と新田委員より欠席の連絡をいただいております。 それでは、会長よろしく申し上げます。
会長	それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしく申し上げます。 まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号7番の上山委員と9番の清水委員に申し上げます。

	<p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>■議案第1号 P2 農用地利用集積等促進計画の公告について。 今回、5件の申請がありました。</p> <p>■申請番号58番（使用貸借権）5筆 渡し人 岡山市●●●番地 ●●●氏・●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号59番（使用貸借権）3筆 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号60番（使用貸借権）1筆 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号61番（貸借権）2筆 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号62番（貸借権）4筆 渡し人 広島県●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>申請番号61番の土地の名義人は故●●●氏。申請番号62番の土地の名義人は故●●●氏となっておりますが、11・13ページにあります「相続に関する自己申告書」を各申請者よりご提出いただいております。また、相続人が他にいる方は同意の署名押印を申請書にいただいているので、相続の手続きが完了していなくても土地を管理している申請者名義で貸借の利用ができるものとなっております。</p> <p>詳細は5～14ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
萩原委員	<p>前にも言ったことがあるが利用権設定の申請書に「新規・再設定」の欄は付けられないのか。</p> <p>この人は再設定なのか新規で設定したのが今の申請書だと把握しにくいです。</p>
事務局	<p>こちらの申請書は機構が作成しているもので、実際に使ってみて「ここをこうしてほしい」案があれば伝えてほしいとの事でしたので、今回の申請書について「新規・再設定」</p>

	について機構にお伝えします。
萩原委員	前の相対の利用権設定には「新規・再設定」の欄があったので、追加できるなら追加してほしいです。
事務局	農地中間管理機構の人に今回の要望についてお伝えをするようにします。次回回答をお伝えできればと思います。
会長	今後も相対の利用権の期限が切れたらどんどんこちらに変えていく必要がありますからね
事務局	おっしゃる通りで、村としては今までは相対の利用権ばかりだったので、機構を介したものは今回が初めてで、今後の契約については「新規・再設定」の欄は必要になってくると思いますので、その点は機構にお伝えするようにさせていただきます。
神原委員	だいたい 10 年の期間で貸借するからやはり申請書に欄があった方がわかりやすい
事務局	そうですね。今回の総会で「このような要望があった」ということで機構にお伝えします。
萩原委員	この前、機構の利用権設定を行ったが、承認した通知が後から機構より通知が送られてくるということですね。
事務局	はい。機構が承認して村に申請書が返ってきてから 1～2 か月してから申請書の写しと権利設定した旨の通知が機構より送られてきます。今後は村からではなく機構から通知が送られるようになります。
萩原委員	相手方にも通知が行くということですか。
事務局	はい。おっしゃる通りです。
会長	他に無いようでしたら、第 1 号議案についてはご承認いただきました。 次に、第 2 号議案について説明をお願いします
事務局	<p>■議案第 2 号 P15</p> <p>農地法 4 条の案件です。</p> <p>■申請番号 55 番 2 筆</p> <p>申請者 鳥取県●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は土地収用による墓地移転による転用の案件になります。</p> <p>本件は現在の墓地が、一般国道 373 号線志戸坂峠防災工事によって、●●●氏の墓地が対象地として該当し立ち退きをすることになりました。移転先を探していたところ、自身が所有している農地が参拝に適した場所で周囲の同意も得ることができたので当該地を選んだとの事です。農地を分筆し、2 筆はお墓と参道に転用します。もう 1 筆は売買により国土交通省所有になっています。当該地は農振地ですが、「土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合は農振除外の手続きを踏まずに転用が可能と農地法第 4 条第 6 項に記載があります。本件のケースは、それに該当します。</p> <p>農振地の除外については恐らく来年になって総会で諮ることになるかと思います。</p> <p>詳細は 16～29 ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>

会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
青木委員	墓地の移転に関してもきちんと申請を出してくれたらいいのだが
事務局	墓地の移転に関しては、4条の申請を事務局に提出した後に墓地の担当にも書類を提出していました。ですので、現在そちらの方も手続きをしているところであると思います。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告第1号 P30</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出についてです。</p> <p>今回2件の届出がありました。</p> <p>■報告番号56番</p> <p>届出者 大阪府●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>■報告番号57番</p> <p>届出者 津山市●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p>
会長	報告事項第1号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	
異議なし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>農業委員会研修の連絡</p> <p>来月2日開催の農業委員研修につきまして、当日の流れをまとめたものをお手元に配布しております。今回の研修では産業観光課より●●●が同行させていただきますのでよろしくをお願いします。運転は事務局がさせていただきます。基本的に行程は去年と同じになっておりますがもしご不明な点等ありましたらご連絡をお願いします。</p>
小椋委員	参加者名簿があればよかった

事務局	<p>申し訳ございません。名簿と行程表や通知については来週の頭に皆様の方に送付させていただきます。</p> <p>また、昼食の方も予約をしております。お食事代と飲み物代のご準備をよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願ひします。</p>
会長代理	<p>～閉会～</p>

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____